



浜松労働基準監督署発表
令和5年10月5日

【担当】浜松労働基準監督署
副署長 小崎 浩孝
第二方面主任監督官 東野 至圭夫
(電話) 053-456-8148

自動車運転者を使用する道路貨物運送業に対する 令和2年度から令和4年度の監督指導等の状況について ～ 労働災害の防止及び適正な労務管理のための講習会を開催します ～

浜松労働基準監督署(署長 野元紀男)では、このたび、自動車運転者を使用する道路貨物運送業に対して行った監督指導の状況を取りまとめましたので、公表します。

自動車運転者については現在適用が猶予されている時間外労働の上限規制が令和6年4月1日より適用され、また、拘束時間や運転時間の限度を定めた「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)も同日に改正施行されます(別添資料 参照。)

また、貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落による労働災害の防止のため、昇降設備の設置や保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲の拡大、テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育の義務化など、労働安全衛生規則が令和5年10月1日以降、順次改正施行されます(別添資料 参照。)

浜松労働基準監督署では、下記3のとおり、労働災害の防止や労働基準法、改善基準告示及び労働安全衛生法の各法令改正等についての講習会(説明会)を、下記3のとおり開催します。

1 監督指導等の概要(令和2年度から令和4年度)

(別紙1 「監督指導の状況」参照)

(1) 監督実施事業場数(令和2年度から令和4年度)

33事業場

(2) 法令違反の状況

- ・ 33事業場のいずれにおいても、労働基準関係法令違反が認められた。
- ・ また、31事業場においては、改善基準告示違反が認められた。
- ・ 主な労働基準関係法令違反事項は、次のとおり。

労働時間	84.8%
年次有給休暇	30.3%
割増賃金	27.3%
休憩	27.3%
安全衛生	75.8%

- ・ 主な改善基準告示違反事項は、次のとおり。

最大拘束時間	84.8%
休息期間	72.7%
総拘束時間	66.7%

2 労働災害の発生状況（令和4年）

（別紙2「令和4年 死傷病報告受理状況（確定値）」、
別紙3「令和4年の労働災害発生状況について」参照）

- （1）令和4年の道路貨物運送業における休業4日以上の労働災害は96件発生しており、全業種の9.2%を占めている。
- （2）道路貨物運送業においては、「墜落、転落」による災害が全体の3分の1を占めている。
- （3）労働災害が発生した際の起因物は、「物上げ装置・運搬機械等」が全体の4割を占めている。また、そのほとんどが運搬機械（トラック、フォークリフト等）から発生している。
- （4）被災者の年代は40歳以上が約8割を占めているが、経験年数5年以内の者が半数近くを占めている。

3 講習会の開催について

道路貨物運送業における労働災害の防止及び適正な労務管理の確保を目的とした講習会を、次のとおり開催します。

（別紙4 講習会開催案内文参照）

- （1）日 時
令和5年10月17日（火） 午後2時00分から午後4時00分
- （2）場 所
浜松合同庁舎9階 共用会議室
（浜松市中区中央1-12-4 浜松合同庁舎9階）
- （3）説明内容
 - （1）労働災害の防止について
（労働災害発生状況、労働安全衛生規則の改正内容の説明など）
 - （2）適正な労務管理について
（時間外労働の上限規制、改正改善基準告示の説明など）

講習会の取材にお越しいただける場合は、担当まで事前にご連絡いただきますよう、お願いします。

自動車運転者を使用する道路貨物運送業に対する 監督指導等の状況（令和2年度から令和4年度）

- ▶ 監督実施事業場に対する労働基準関係法令違反の事業場数及び主な違反事項は、以下のとおり。

	監督実施 事業場数	労働基準関 係法令違反 事業場数	主な違反事項				
			労働時間	年次有給休暇	休憩	割増賃金	安全衛生
令和2年度	11	11	10	3	3	2	9
			(90.9%)	(27.3%)	(27.3%)	(18.2%)	(81.8%)
令和3年度	14	14	11	4	4	3	11
			(78.6%)	(28.6%)	(28.6%)	(21.4%)	(78.6%)
令和4年度	8	8	7	3	2	4	5
			(87.5%)	(37.6%)	(25.0%)	(50.0%)	(62.5%)
合計	33	33	28	10	9	9	25
			(84.8%)	(30.3%)	(27.3%)	(27.3%)	(75.8%)

表中の（ ）内は、監督実施事業場数に対する違反率。

違反事項が2つ以上ある場合は各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数は一致しない。

自動車運転者を使用する道路貨物運送業に対する 監督指導等の状況（令和2年度から令和4年度）

▶ 監督実施事業場に対する改善基準告示違反の事業場数及び主な違反事項は、以下のとおり。

	監督実施 事業場数	改善基準 告示違反 事業場数	主な違反事項				
			総拘束時間	最大拘束時間	休息期間	最大運転時間	連続運転時間
令和2年度	11	10	7	9	7	3	6
		(90.1%)	(63.6%)	(81.8%)	(63.6%)	(27.3%)	(54.5%)
令和3年度	14	14	10	12	12	6	7
		(100.0%)	(71.4%)	(85.7%)	(85.7%)	(42.9%)	(50.0%)
令和4年度	8	7	5	7	5	4	6
		(87.5%)	(62.5%)	(87.5%)	(62.5%)	(50.0%)	(75.0%)
合計	33	31	22	28	24	13	19
		(93.9%)	(66.7%)	(84.8%)	(72.7%)	(39.4%)	(57.6%)

表中の（ ）内は、監督実施事業場数に対する違反率。

違反事項が2つ以上ある場合は各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数は一致しない。

総拘束時間：1か月あたりの拘束時間

最大拘束時間：1日あたりの拘束時間

休息期間：勤務と次の勤務の間の時間

最大運転時間：1日及び1週当たりの運転時間

連続運転時間：1回あたりの運転時間

(浜松労働基準監督署)

令和4年 死傷病報告受理状況(確定値)

号別	業種	3月	年累計		前年比	
			4年	3年		
1	食料品		42	48	-6	
	繊維		9	4	5	
	衣服		1	2	-1	
	木材・木製品		4	7	-3	
	家具装備品		2	3	-1	
	パルプ・紙		6	5	1	
	印刷・製本		2	2		
	化学		18	29	-11	
	窯業・土石		6	6		
	鉄鋼		6	7	-1	
	非鉄金属		2	3	-1	
	金属	2	43	30	13	
	一般機械		16	16		
	電気機械		12	13	-1	
	輸送用機械	1	62	79	-17	
	電気ガス水道		1		1	
	その他の製造業		13	33	-20	
	小計		3	245	287	-42
	2	鉱業		2	1	1

転倒による災害 業種	3月	年累計		前年比
		4年	3年	
全業種	5	289	219	70
製造業		45	50	-5
建設業	1	12	8	4
道路貨物		20	15	5
小売業		66	37	29
社会福祉施設	2	30	23	7
飲食業		12	7	5

労働者の種別	3月	年累計		前年比
		4年	3年	
60歳以上	7	328	310	18
外国人		69	75	-6

号別	業種	3月	年累計		前年比
			4年	3年	
3	土木工事	2	31	21	10
	建築工事	2	49	48	1
	木造建築工事	1	13	15	-2
	その他建設工事	1	18	18	
	小計	6	111	102	9
4	鉄道		3	1	2
	道路旅客	1	27	21	6
	道路貨物	2	96	97	-1
	小計	3	126	119	7
5	陸上貨物取扱い		7		7
	港湾運送				
	小計		7		7
6	農業	1	37	35	2
	林業		10	14	-4
	小計	1	47	49	-2
7	水産・畜産		15	11	4
8	卸売業		26	14	12
	小売業		148	139	9
	社会福祉施設	4	79	79	
	飲食店		28	29	-1
	ビルメンテナンス	2	28	27	1
	旅館等宿泊事業	1	8	10	-2
	ゴルフ場		5	5	
	清掃・と畜事業		24	21	3
	その他の事業等	4	145	125	20
	小計	11	491	449	42
総合計	24	1044	1018	26	

COVID-19(外数) 853 57

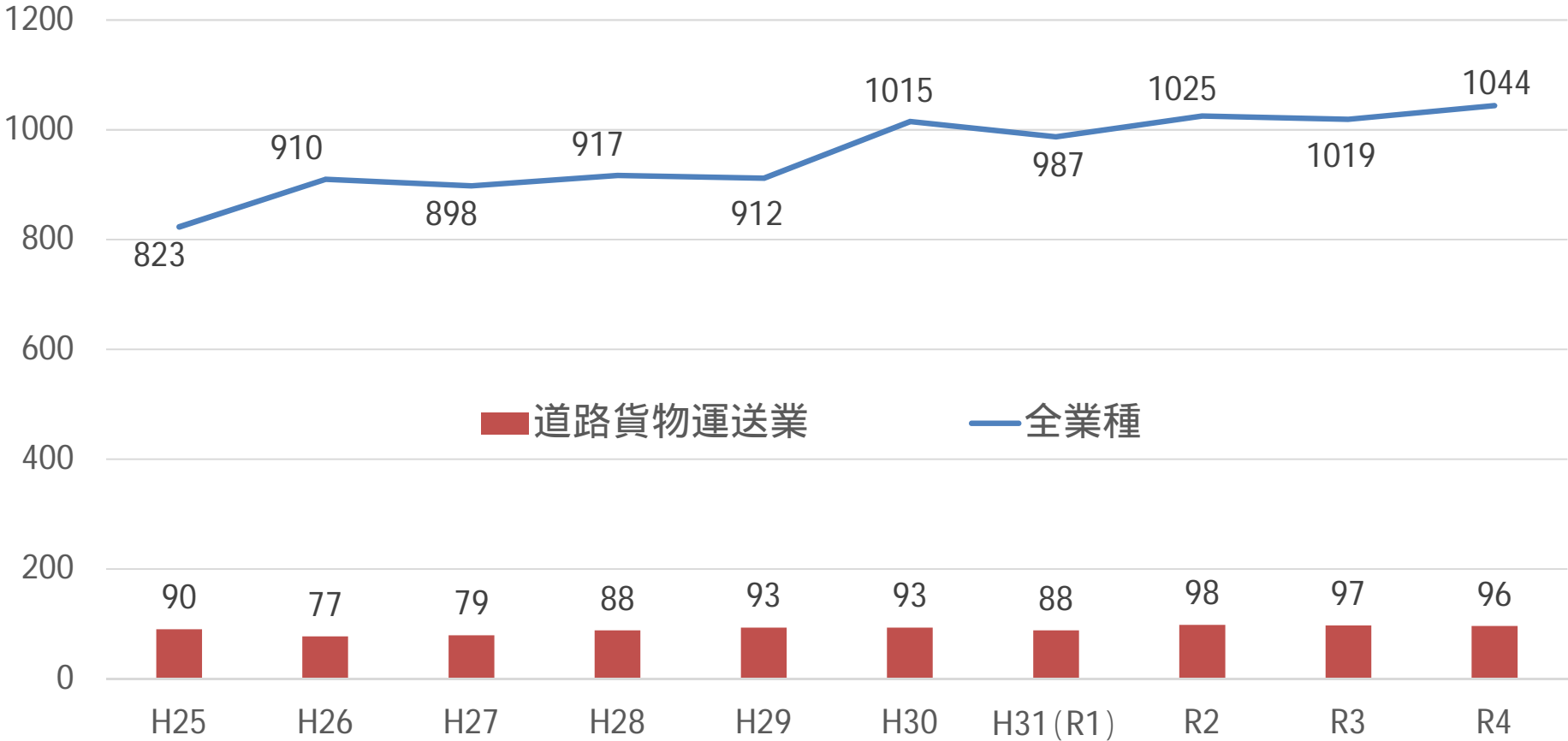
	3月	年累計		前年比
		4年	3年	
製造業での はさまれ・ 巻き込まれ	1	75	76	-1
社会福祉施設 での腰痛		9	20	-11

内の数字は死亡件数で内数

令和4年の労働災害発生状況について（死傷災害）

▶ 浜松労働基準監督署管内においては、休業4日以上の労働災害が令和4年においては新型コロナウイルス感染症の件数を除き1,044件発生しており、このうち道路貨物運送業においては96件発生している。

死傷者数（人）

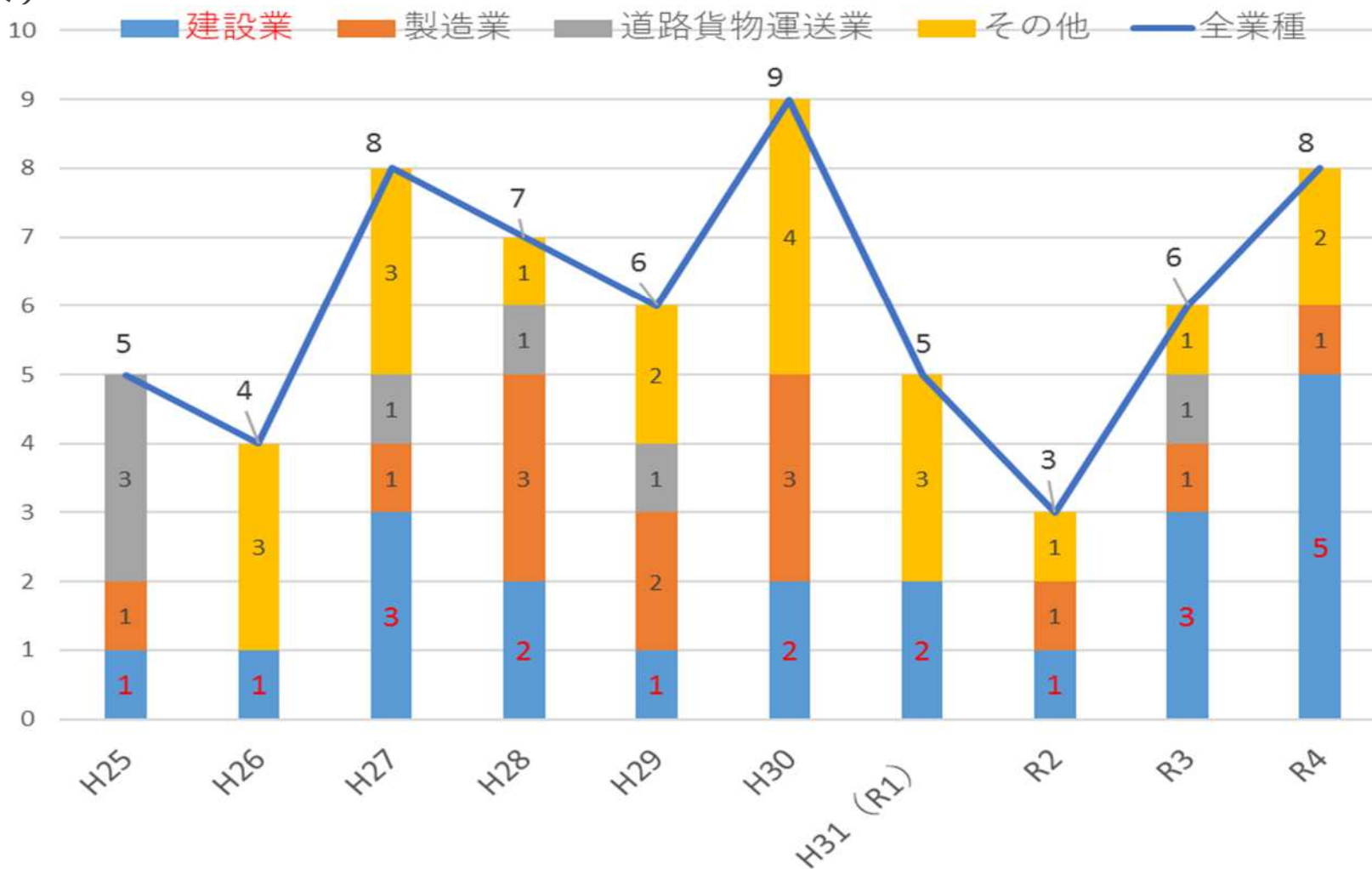


新型コロナウイルス感染症の罹患件数は含まない。

令和4年の労働災害発生状況について（死亡災害）

- ▶ 浜松労働基準監督署管内においては、死亡災害が令和4年においては8件発生しています。
道路貨物運送業においては昨年度は死亡災害はありませんでした。

死亡者数（人）

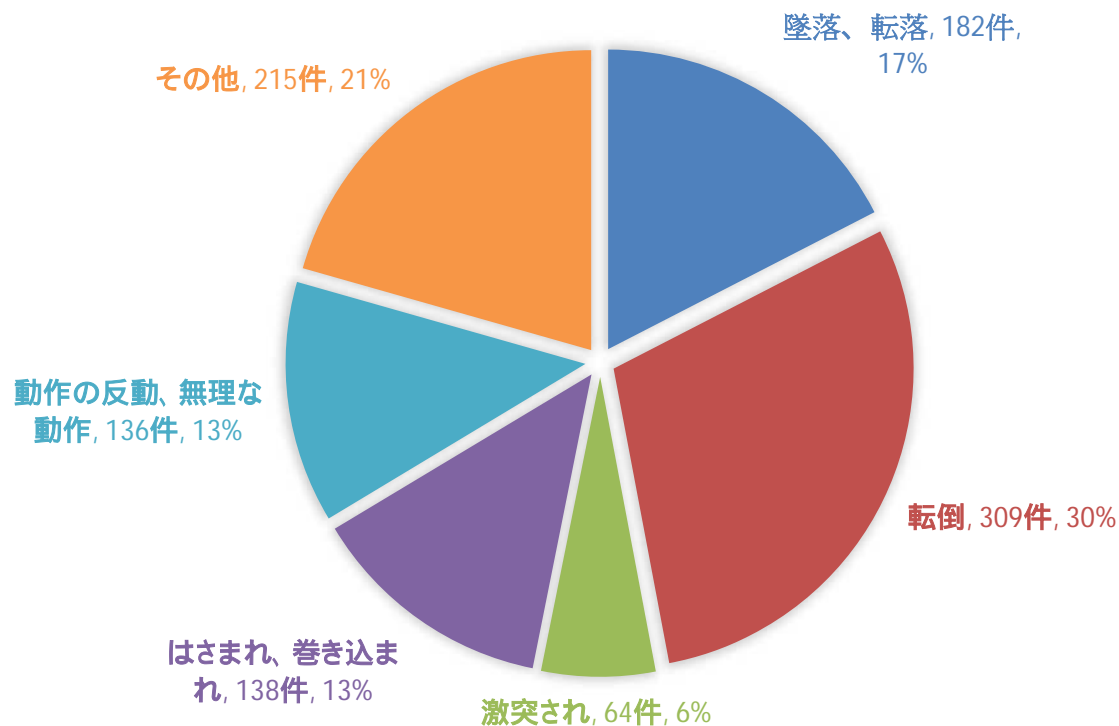


令和4年 労働災害の概況（死傷災害の分析）

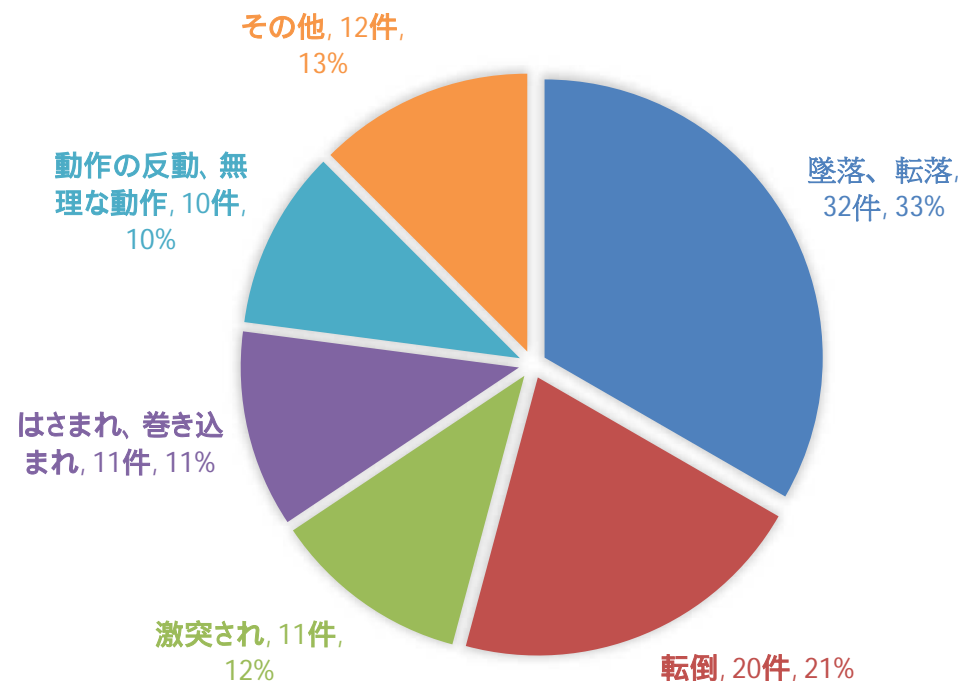
▶ 令和4年の労働災害発生状況について（事故の型）

道路貨物運送業においては、「墜落、転落」が全体の3分の1を占めているが、この割合は前年とほぼ同じである。全業種と比べても割合が高く、最も対策すべき事項である。

【全業種】1,044件



【道路貨物運送業】96件



上記のほか、新型コロナウイルス感染症に罹患した件数：853件

（ラベル表示：分類名，値（件数），件数全体の割合）

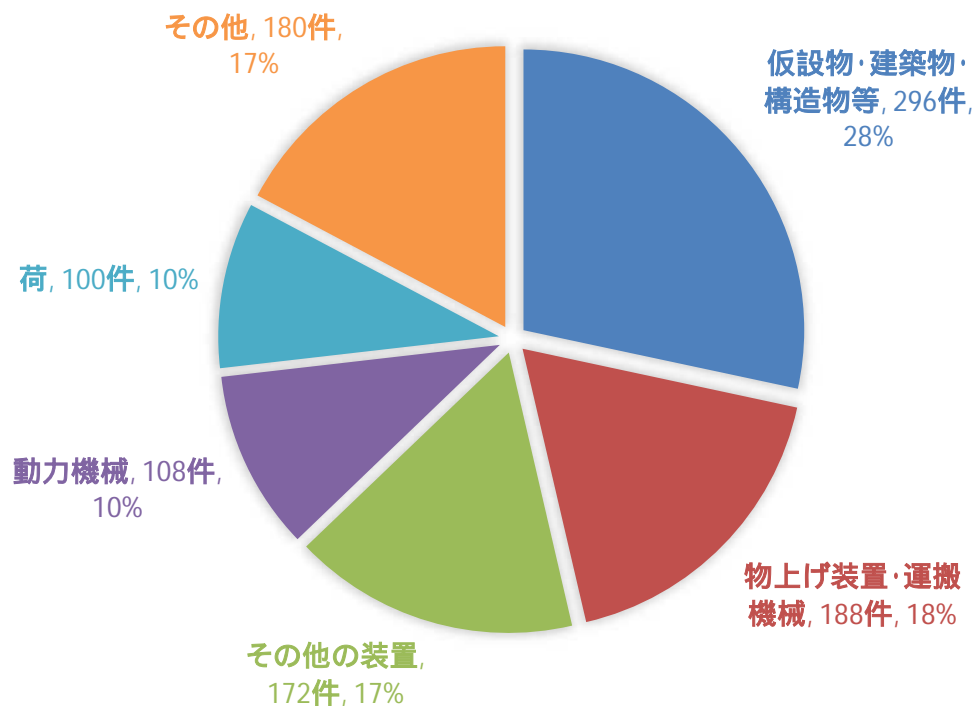
令和4年 労働災害の概況（死傷災害の分析）

▶ 令和4年の労働災害発生状況について（起因物）

道路貨物運送業においては、「物上げ装置・運搬機械」（発生件数のほとんどが運搬機械（トラック、フォークリフト等）である。）が全体の4割を占めているが、この割合は前年とほぼ同じである。

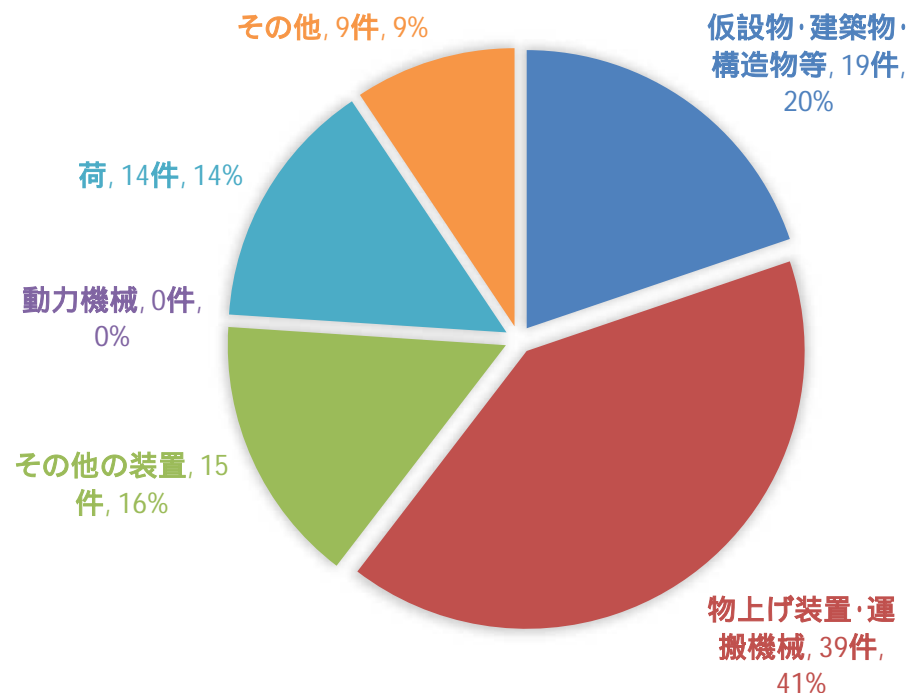
「事故の型」のうち、最も多い「墜落、転落」（全32件）は、「物上げ装置・運搬機械」からが19件、「その他の装置（はしご等）」からが6件、「仮設物・建築物・構造物等」（通路、作業床等）からが4件、それぞれ発生している状況にある。

【全業種】1,044件



上記のほか、新型コロナウイルス感染症に罹患した件数：853件

【道路貨物運送業】96件

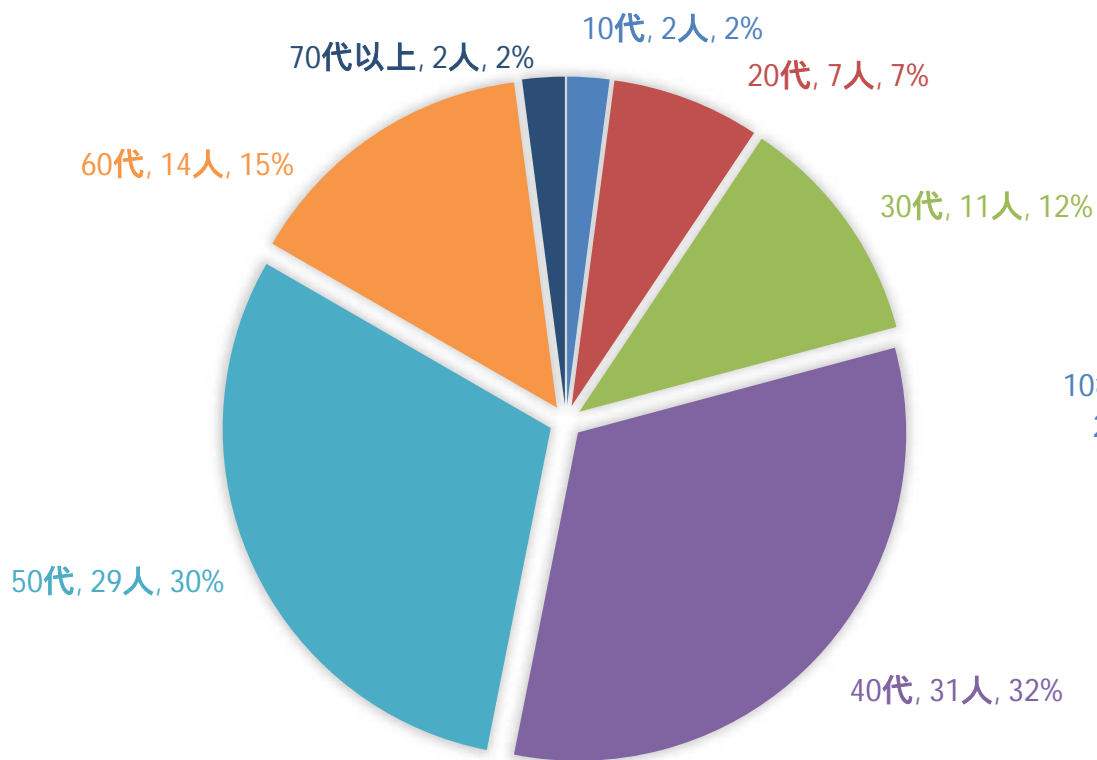


（ラベル表示：分類名，値（件数），件数全体の割合）

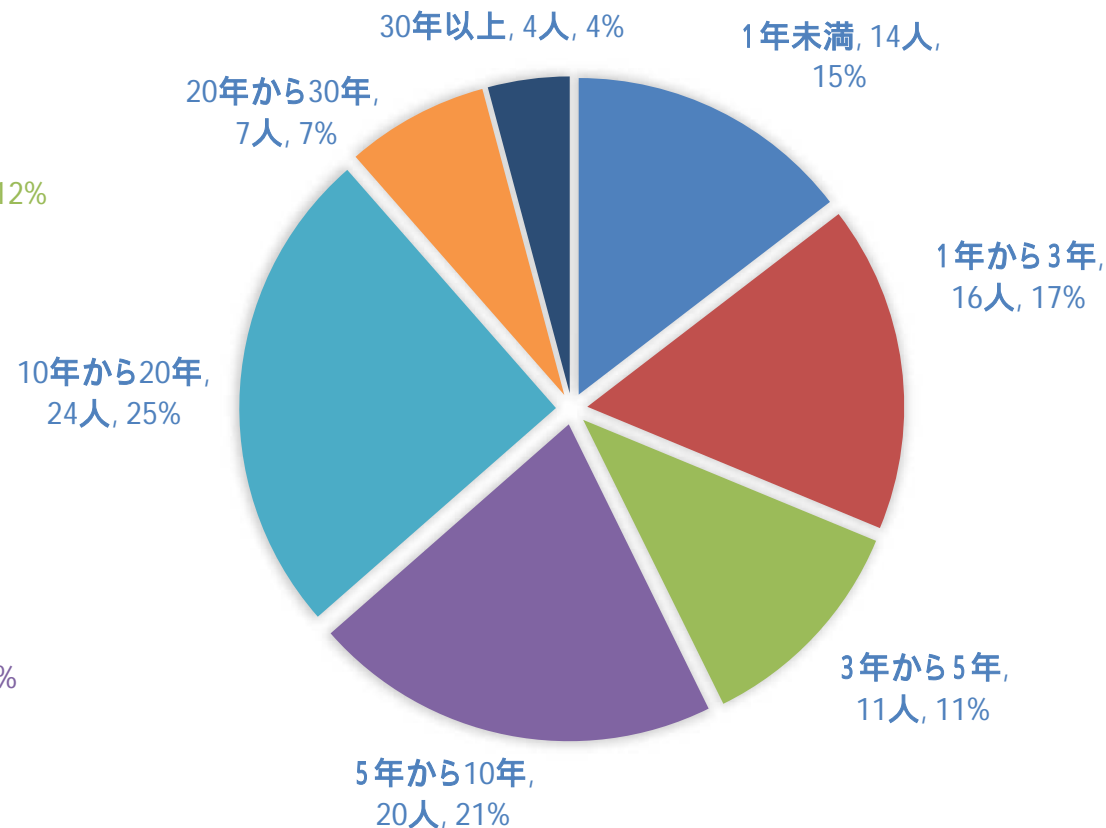
令和4年 労働災害の概況（死傷災害の分析）

- ▶ 令和4年の道路貨物運送業の労働災害発生状況について（被災者の年代及び経験年数）
年代は、40歳以上が約8割を占めているが経験年数は5年以内の者が半数近くを占め、経験不足によることが窺われる。

【年代】



【経験年数】



（ラベル表示：分類名，値（人数），件数全体の割合）

浜基発0901第1号
令和5年9月1日

事業主各位

浜松労働基準監督署長

「労働災害の防止及び適正な労務管理のための講習会」の開催について

平素より労働基準行政の運営につきまして御理解御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当署管内では令和4年に道路貨物運送業において休業4日以上之死傷災害が96件発生し、依然として多くの労働災害が発生しております。

特に道路貨物運送業においては、転倒災害のほか、依然として「荷台等からの墜落・転落」、「荷崩れ」、「フォークリフトを起因とする災害」、「トラック後退時の激突災害」などが多く発生しております。これらの災害は状況によっては重篤な災害につながるものであり、継続的な災害防止の取組が重要となっております。

また、労働安全衛生規則が改正され、荷役作業時における労働災害防止のため、令和5年10月より順次、貨物自動車への昇降設備の設置義務や保護帽着用義務対象の拡大、テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育の義務化等が施行されます。

さらに、働き方改革の取組が進められる中で、令和6年4月1日より自動車運転者につきましても時間外労働の上限規制が適用され、また、同時に改正された自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）も施行されます。

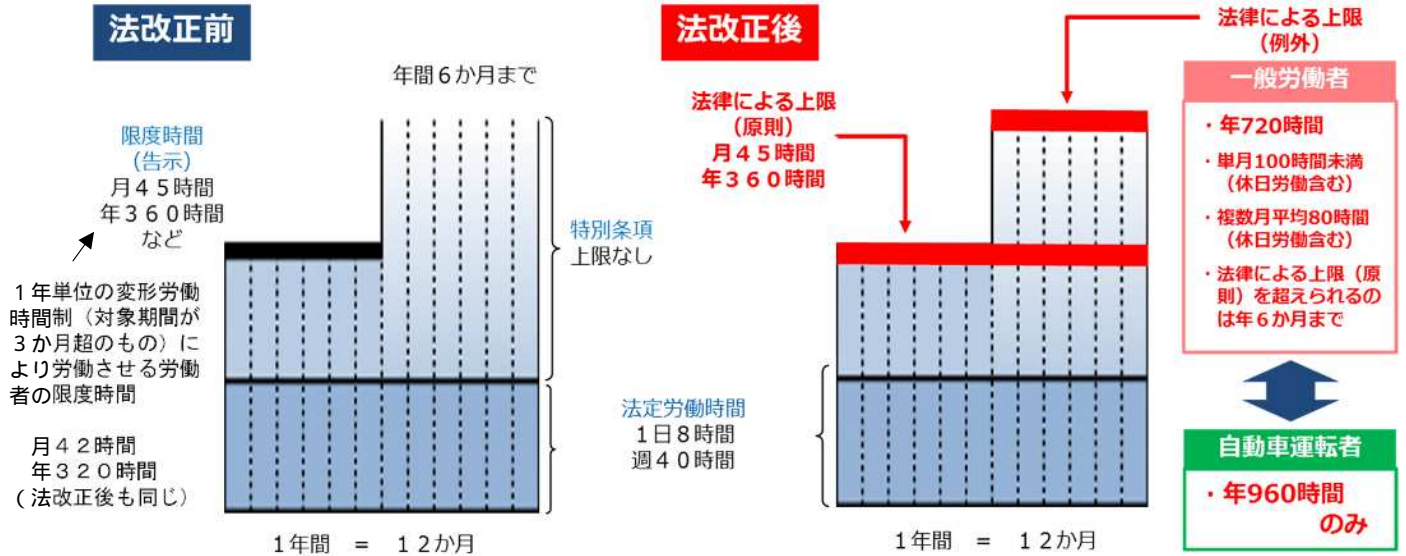
つきましては、道路貨物運送業における労働災害の防止及び適正な労務管理の確保を目的とした講習会を下記のとおり開催いたしますので、御多忙の折とは存じますが、貴職または労務御担当に御出席いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 日時 令和5年10月17日（火） 午後2時00分から午後4時00分
- 2 場所 浜松合同庁舎9階 共用会議室
（浜松市中区中央1-12-4 浜松合同庁舎9階）
お車でお越しの際は駐車場に限りがございますので、ご利用の際はお時間に余裕をもってお越しいただくか、公共交通機関をご利用ください。
- 3 説明内容 （1）労働災害の防止について
（労働災害発生状況、労働安全衛生規則の改正内容の説明など）
（2）適正な労務管理について
（時間外労働の上限規制、改正改善基準告示の説明など）
- 4 その他 お手数ですが、別紙を参考に、静岡労働局ホームページ（浜松労働基準監督署ページ）に掲載の申し込みフォームにて出欠及び出席される方を、10月10日（火）までにご回答ください。

トラック・バス・タクシー
事業者の方へ自動車運転者についても、
時間外労働の上限規制が適用されます

自動車運転の業務についても、令和6年4月1日以降、時間外労働の上限規制の適用を受けることとされています。



36協定の様式が変わります！

自動車運転の業務について、令和6年4月1日から時間外労働の上限規制が適用されることに伴い、
時間外労働・休日労働に関する協定届 (36協定届) の様式が改正されました。



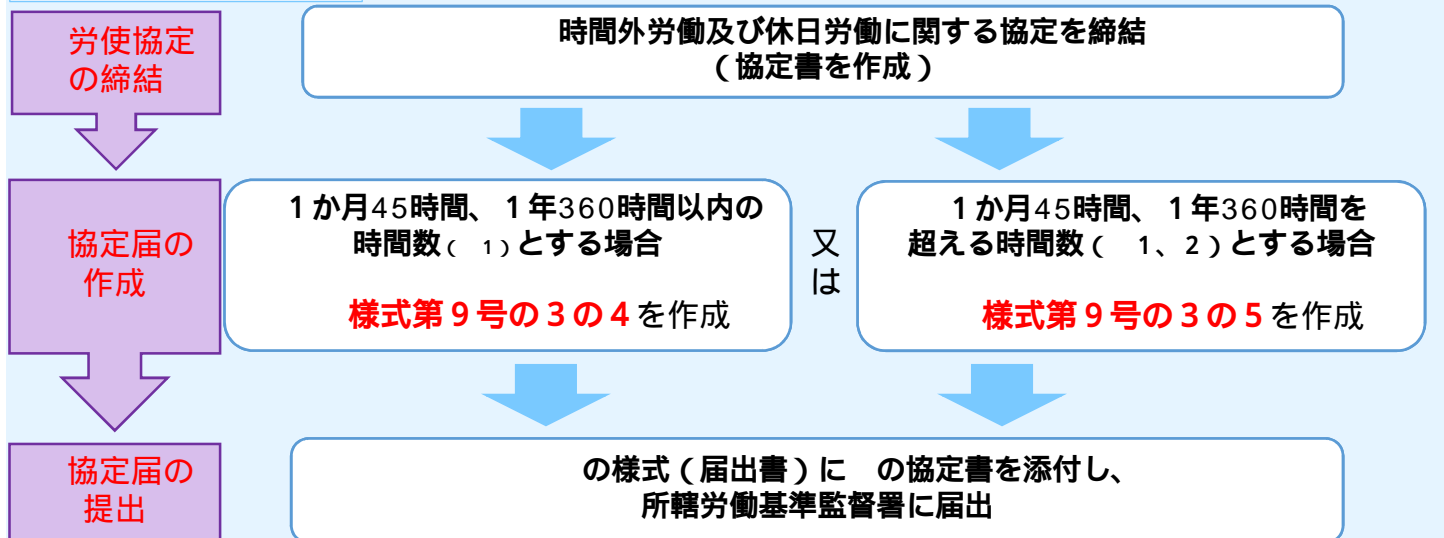
様式はこちらから
ダウンロード
できます
(厚生労働省HP)

～ 令和6年4月1日以降、新たな様式での届出が必要となります ～

令和6年4月1日をまたぐ労使協定を締結している場合は、その次の期間の労使協定から、新様式での届出が必要となります。

自動車運転の業務以外の職種もすべて、この様式による届出となります。

届出までの流れ



1 対象期間が3か月を超える1年単位の変形労働時間制により労働させる労働者の限度時間については1か月42時間、1年320時間です。

2 延長時間数を1か月45時間、1年360時間を超えて締結する場合でも、

自動車運転の業務についての時間外労働は1年960時間以内、

自動車運転の業務以外の業務 (事務員、荷役作業員、運行管理者等) については、時間外労働は1年720時間以内、時間外労働・休日労働の合計は単月100時間未満、2～6か月平均80時間以内とし、時間外労働が1か月45時間を超える回数は1年につき6回までとしなければなりません。



36協定（新様式）記載例

自動車運転の業務以外の職種もすべて、この様式による届出となります。

限度時間を超えない場合【様式第9号の3の4】

時間外労働に関する協定届 休日労働

様式第9号の3の4（第70条関係）

事業の種類 一般貨物自動車運送業（トラック）		事業の名称 〇〇運輸株式会社 〇〇支店		事業の所在地（電話番号） (〒 〇〇〇 一 〇〇〇〇) 〇〇市〇〇町1-2-3 (電話番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)		協定の有効期間 令和6年〇月〇日から1年間				
時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	1日		1年 (①については360時間まで、②については320時間まで) 起算日 令和6年〇月〇日 (年月日)			
					法定労働時間を 超える時間数	延長することができる時間数		法定労働時間を 超える時間数	延長することができる時間数	
					5時間	5.5時間		45時間	55時間	
					360時間	410時間		360時間	410時間	
					410時間	410時間		300時間	300時間	
① 下記②に該当しない労働者	季節的な需要、発注の増加に対処するため	自動車運転者 (トラック)	20人	7.5時間	5時間	5.5時間	45時間	55時間	360時間	410時間
	一時的な道路事情の変化等に対処するため	運行管理者	3人	7.5時間	5時間	5.5時間	45時間	55時間	360時間	410時間
	季節的な需要、発注の増加に対処するため	荷役作業員	10人	7.5時間	3時間	3.5時間	30時間	40時間	250時間	300時間
	予期せぬ車両トラブルに対処するため	自動車整備士	3人	7.5時間	3時間	3.5時間	42時間	52時間	320時間	370時間
② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者	月末の決算業務	経理事務員	5人	7.5時間	2時間	2.5時間	20時間	30時間	200時間	320時間
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)	労働させることができる法定休日の数		労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻			
					法定労働日を 超える回数	延長することができる回数				
	季節的な需要、発注の増加に対処するため	自動車運転者 (トラック)	20人	週2回	2回	法定休日のうち、 2回を通じて1回	9:00~22:00			
	季節的な需要、発注の増加に対処するため	運行管理者	3人	週2回	2回	法定休日のうち、 4回を通じて2回	9:00~22:00			

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと（自動車の運転の業務に従事する労働者は除く。） （チェックボックスに要チェック）

協定の成立年月日 令和6年 〇月 〇日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 経理事務員（又は、〇〇運輸労働組合）
氏名 山田花子（執行委員長 山田花子）

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（投票による選出）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者を代表する者であること。 （チェックボックスに要チェック）

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 （チェックボックスに要チェック）

令和6年 〇月 〇日

使用者 職名 代表取締役
氏名 田中太郎

〇〇 労働基準監督署長殿

限度時間を超える場合（特別条項）【様式第9号の3の5】

1 様式第9号の3の5は、2枚セットの様式です。1枚目の記載内容は、上に記載の9号の3の4と同じです。

時間外労働に関する協定届（特別条項）

様式第9号の3の5（第70条関係）

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)	1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。 ①については100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。 ①については720時間以内、②については960時間以内に限る。)					
				延長することができる時間数	限度時間を超えて労働させることができる回数 (①については6回以内、②については任意。)	延長することができる時間数及び休日労働の時間数	限度時間を超えて労働させることができる回数 (①については6回以内、②については任意。)	延長することができる時間数	限度時間を超えて労働させることができる回数 (任意)			
① 下記②以外の者	突発的な顧客需要、発注の増加に対処するため	運行管理者	3人	7時間	7.5時間	4回	60時間	70時間	35%	550時間	670時間	35%
	予算、決算業務の集中	経理事務員	5人	6時間	6.5時間	3回	55時間	65時間	35%	450時間	570時間	35%
② 自動車の運転の業務に従事する労働者	突発的な顧客需要、発注の増加に対処するため	自動車運転者 (トラック)	20人	6時間	6.5時間	8回	75時間	85時間	35%	750時間	870時間	35%

限度時間を超えて労働させる場合における手続 労働者代表者に対する事前申し入れ

限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置 (該当する番号) ※2 (具体的内容) ①、⑥、⑩ 対象労働者への医師による面接指導の実施、年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを促した取得の促進、職場での時短対策会議の開催

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと（自動車の運転の業務に従事する労働者は除く。） （チェックボックスに要チェック）

協定の成立年月日 令和6年 〇月 〇日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 経理事務員（又は、〇〇運輸労働組合）
氏名 山田花子（執行委員長 山田花子）

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（投票による選出）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者を代表する者であること。 （チェックボックスに要チェック）

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 （チェックボックスに要チェック）

令和6年 〇月 〇日

使用者 職名 代表取締役
氏名 田中太郎

〇〇 労働基準監督署長殿

2 限度時間を超えた労働者に対し、当該労働者の勤務状況や健康状況に応じ、以下のいずれかの健康確保措置を講ずることを定めるとともに、該当する番号を記入し、右の欄に具体的内容を記入してください。

医師による面接指導 深夜業（22時～5時）の回数制限 終業から始業までの休息期間の確保（勤務間インターバル） 代償休日・特別な休暇の付与 健康診断 連続休暇の取得 心とからだの相談窓口の設置 配置転換の実施 産業医等による助言・指導や保健指導 その他

令和
6年4月～
適用



トラック運転者の

事業者の皆さん
ご確認くださいか？

改善基準告示が 改正されます！

自動車運転者の労働時間等の基準が改正されます



1年の拘束時間

改正前(年換算)

3,516時間



改正後

原則: 3,300時間

最大: 3,400時間

1か月の拘束時間

改正前(月換算)

原則: 293時間

最大: 320時間



改正後

原則: 284時間

最大: 310時間

1日の休息期間

改正前

継続8時間



改正後

継続11時間を
基本とし、継続9時間

自動車運転の業務(ドライバー)に年960時間の上限規制が適用されます



トラック運転者の 「改善基準告示」が改正されます。



令和6年4月より適用予定です。

1年、1か月の拘束時間	1年：3,300時間以内 1か月：284時間以内	【例外】労使協定により、次のとおり延長可(①②を満たす必要あり) 1年：3,400時間以内 1か月：310時間以内(年6か月まで) ① 284時間超は連続3か月まで ② 1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める
1日の拘束時間	13時間以内(上限15時間、14時間超は週2回までが目安) 【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合 ^(※1) 、16時間まで延長可(週2回まで) ※1：1週間における運行がすべて長距離貨物運送(一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送)で、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合	
1日の休息期間	継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない 【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合 ^(※1) 、継続8時間以上(週2回まで) 休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える	
運転時間	2日平均1日：9時間以内 2週平均1週：44時間以内	
連続運転時間	4時間以内 運転の中断時には、原則として休憩を与える(1回おおむね連続10分以上、合計30分以上) 10分未満の運転の中断は、3回以上連続しない 【例外】SA・PA等に駐車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合、4時間30分まで延長可	
予期し得ない事象	予期し得ない事象への対応時間を、1日の拘束時間、運転時間(2日平均)、連続運転時間から除くことができる ^(※2,3) 勤務終了後、通常どおりの休息期間(継続11時間以上を基本、9時間を下回らない)を与える ※2：予期し得ない事象とは、次の事象をいう。 ・ 運転中に乗務している車両が予期せず故障したこと ・ 運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航したこと ・ 運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したこと ・ 異常気象(警報発表時)に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となったこと ※3：運転日報上の記録に加え、客観的な記録(公的機関のHP情報等)が必要。	
特例	分割休息(継続9時間の休息期間を与えることが困難な場合) ・ 分割休息は1回3時間以上 ・ 休息期間の合計は、2分割：10時間以上、3分割：12時間以上 ・ 3分割が連続しないよう努める ・ 一定期間(1か月程度)における全勤務回数(2)の2分の1が限度	
	2人乗務(自動車運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合) 身体を伸ばして休息できる設備がある場合、拘束時間を20時間まで延長し、休息期間を4時間まで短縮可 【例外】設備(車両内ベッド)が※4の要件を満たす場合、次のとおり、拘束時間をさらに延長可 ・ 拘束時間を24時間まで延長可(ただし、運行終了後、継続11時間以上の休息期間を与えることが必要) ・ さらに、8時間以上の仮眠時間を与える場合、拘束時間を28時間まで延長可 ※4：車両内ベッドが、長さ198cm以上、かつ、幅80cm以上の連続した平面であり、かつ、クッション材等により走行中の路面等からの衝撃が緩和されるものであること	
	隔日勤務(業務の必要上やむを得ない場合) 2暦日の拘束時間は21時間、休息期間は20時間 【例外】仮眠施設で夜間4時間以上の仮眠を与える場合、2暦日の拘束時間を24時間まで延長可(2週間に3回まで) 2週間の拘束時間は126時間(21時間×6勤務)を超えることができない	
	フェリー ・ フェリー乗船時間は、原則として休息期間(減算後の休息期間は、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2分の1を下回ってはならない) ・ フェリー乗船時間が8時間を超える場合、原則としてフェリー下船時刻から次の勤務が開始される	
休日労働	休日労働は2週間に1回を超えない、休日労働によって拘束時間の上限を超えない	

(注1)改善基準告示とは、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)をいう。
 (注2)本表は、令和4年厚生労働省告示第367号による改正後の改善基準告示のほか、関連通達(令和4年基発1223第3号)の内容を含めて作成したもので、令和6年4月1日から適用される。

トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます。



労働安全衛生規則（以下「安衛則」といいます）が改正され「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられました。

特別教育については令和6年2月から、それ以外の規定は令和5年10月から施行されます。

改正のあらまし

1

昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大されます

これまで最大積載量5トン以上の貨物自動車を対象としておりましたが、新たに最大積載量2トン以上5トン未満の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務づけられます（一部例外あり）。

2

テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

テールゲートリフターの操作者に対し、学科教育4時間、実技教育2時間の安全衛生に係る特別の教育を行うことが必要になります。

3

運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます

運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合において、原動機の停止義務が除外されます。なお、その他の逸走防止措置は引き続き必要です。



● 昇降設備について（安衛則第 151 条の 67 関係）

荷を積み卸す作業を行うときに、昇降設備の設置義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が 5 トン以上のものに加え、2 トン以上 5 トン未満のものが追加されます。

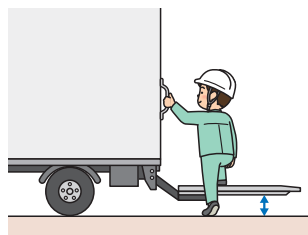
「昇降設備」には、踏み台等の可搬式のもののほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップ等が含まれます。なお、昇降用ステップは、できるだけ乗降グリップ等による三点支持等により安全に昇降できる形式のものとするようにしてください。

○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

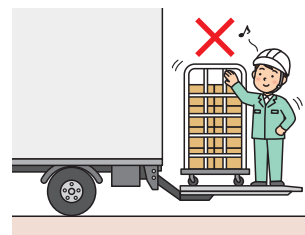
	2t 未満	2t 以上 5t 未満	5t 以上	備考
床面から荷の上 又は荷台までの 昇降設備の設置	△	●	○	高さ 1.5m を超える箇所で行うときは、安衛則第 526 条第 1 項の規定に基づき、原則として昇降設備の設置が義務付けられています。

※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

【テールゲートリフターをステップとして使用する場合の留意事項】



テールゲートリフターを昇降設備として使用する場合は、中間位置で停止させてステップとして使用してください。



原則として、テールゲートリフターの昇降時には、労働者を搭乗させてはいけません。

※詳細についてはメーカー取扱説明書をご参照ください。

● 保護帽について（安衛則第 151 条の 74 関係）

荷を積み卸す作業を行うときに、労働者に保護帽を着用させる義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が 5 トン以上のものに加え、以下のものが追加されます。

- ① 最大積載量が 2 トン以上 5 トン未満の貨物自動車であって、荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの（平ボディ車、ウイング車等）。
- ② 最大積載量が 2 トン以上 5 トン未満の貨物自動車であって、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターを使用せずに荷を積み卸す作業を行う等の場合は適用されません）。

保護帽は、型式検定に合格した「墜落時保護用」のものを使用する必要があります。

○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

	2t 未満	2t 以上 5t 未満	5t 以上	備考
墜落による危険を 防止するための 保護帽の着用	△	● (上記①②) △ (上記以外)	○	高さ 2m 以上の箇所で行うときは、安衛則第 518 条の規定に基づき、墜落による危険を防止するための措置を講じる必要があります。

※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

2

テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

R6.2.1
施行

荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作^{*}の業務を行う労働者に対し、以下の科目、時間について特別教育を実施する必要があります。

また、特別教育を行ったときは、事業者において受講者、科目等の記録を作成し、3年間保存する必要があります。

※「テールゲートリフターの操作」には、稼働スイッチの操作のほか、キャストーストッパー等を操作すること、昇降板の展開や格納の操作を行うこと等が含まれます。

	科目	範囲	時間
学科教育	テールゲートリフターに関する知識	・テールゲートリフターの種類、構造及び取扱い方法 ・テールゲートリフターの点検及び整備の方法	1.5 時間
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	・荷の種類及び取扱い方法 ・台車の種類、構造及び取扱い方法 ・保護具の着用 ・災害防止	2 時間
	関係法令	・労働安全衛生法令中の関係条項	0.5 時間
実技教育	・テールゲートリフターの操作の方法		2 時間

【一部省略できる者】

- ① 施行の日時点において6月以上の業務従事歴を有する者は以下の時間とすることができます。
テールゲートリフターに関する知識 ⇒ 45分以上で可 テールゲートリフターによる作業に関する知識 ⇒ 省略不可
関係法令 ⇒ 省略不可 テールゲートリフターの操作の方法 ⇒ 1時間以上で可
- ② 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく教育を実施した者は以下のとおり省略できます。
テールゲートリフターに関する知識 ⇒ 省略可 テールゲートリフターによる作業に関する知識 ⇒ 省略可
関係法令 ⇒ 省略不可 テールゲートリフターの操作の方法 ⇒ 省略不可
- ③ 陸上貨物運送事業労働災害防止協会による「ロールボックスパレット及びテールゲートリフター等による荷役作業安全講習会」を受講した者は以下のとおり省略できます。
テールゲートリフターに関する知識 ⇒ 省略不可 テールゲートリフターによる作業に関する知識 ⇒ 省略可
関係法令 ⇒ 省略不可 テールゲートリフターの操作の方法 ⇒ 省略不可

※その他詳細については最寄りの労働基準監督署までお問い合わせください。

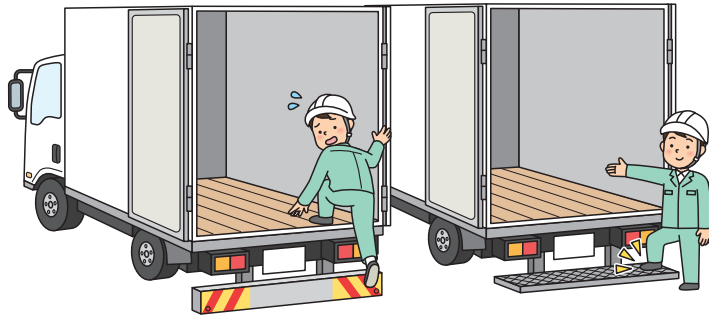
3

運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます

R5.10.1
施行

走行のための運転位置とテールゲートリフター等の操作位置が異なる貨物自動車を運転する場合において、テールゲートリフター等を操作し、又は操作しようとしている場合は、原動機の停止義務の適用が除外されます。なお、ブレーキを確実にかける等の貨物自動車の逸走防止措置については、引き続き義務付けられることにご留意ください。また、逸走防止の観点から、可能な範囲で原動機も停止するようにしてください。

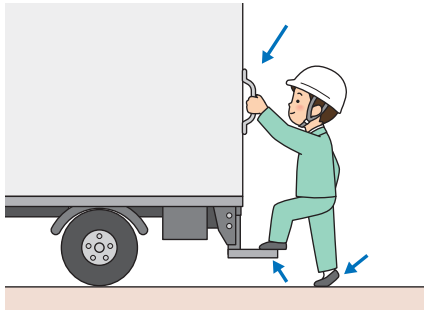
昇降設備の留意事項について



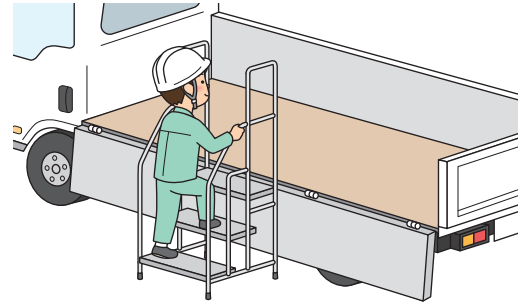
〈墜落のリスクが高い〉

〈望ましい〉

貨物自動車に設置されているステップで突出していないもの（上から見たときにステップが見えない等）は、墜落・転落するリスクが高いため、より安全な昇降設備を設置するようにしてください。



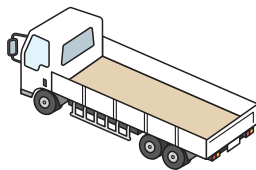
貨物自動車に設置されている昇降用のステップについては、可能な限り乗降グリップがあり、三点支持等により安全に昇降できる形式のものとしてください。



可搬式の踏み台等の例

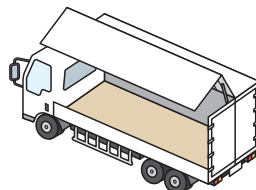
新たに保護帽の着用が必要となるトラックの種類（最大積載量 2 トン以上 5 トン未満のもの）

保護帽の着用が必要となるもの

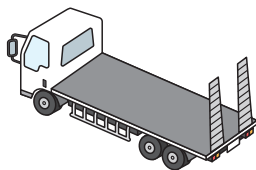


平ボディ車

（荷台の側面が構造上開閉できるものの例）

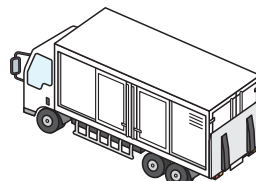


ウイング車



建機運搬車

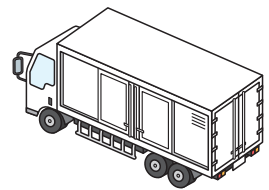
（荷台の側面が構造上開放されているものの例）



バン

（テールゲートリフターが設置されているもの）

適用されないもの



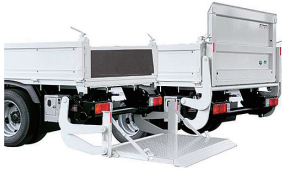
バン

（テールゲートリフターが設置されていないもの）

※墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することが望ましい。

※最大積載量 5 トン以上のトラックについては、トラックの種類にかかわらず保護帽の着用が必要です。

テールゲートリフターの種類



アーム式



垂直式



後部格納式

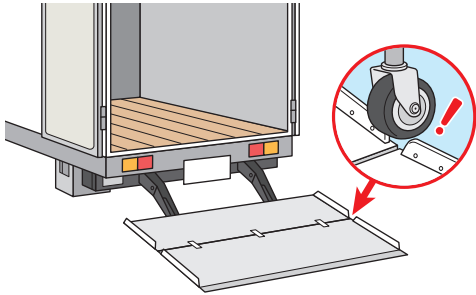


床下格納式

メーカー固有の商品名にかかわらず、労働安全衛生規則においては、貨物自動車の荷台の後部に設置された動力により駆動されるリフトが規制の対象になります。

その他、気をつけていただきたい事

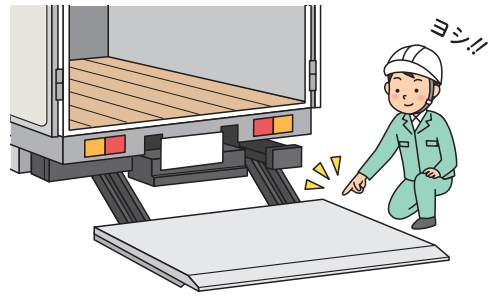
【床下格納式におけるサイドストッパーの隙間についての注意事項】



折り畳み部周辺のサイドストッパーに隙間が生じるので、隙間から車輪が脱輪しないよう、注意してください。

【テールゲートリフターの点検について】

テールゲートリフターについては、安衛則第151条の75に基づき作業開始前に点検を行ってください。



【点検項目の例】

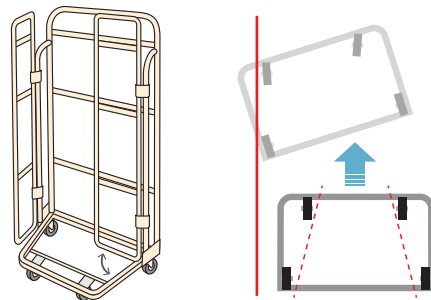
- ①正常に動作するか、異音がないか
- ②部材に亀裂、損傷、変形等がないか
- ③油圧系統に接手のゆるみや油漏れ等がないか
- ④スイッチは正常に動作するか、電気系統に異常はないか

【ロールボックスパレットの不具合を確認したとき】



ロールボックスパレットの不具合を確認した場合は、速やかに所有者又は荷主に報告し、対応を協議してください。

【U字型ロールボックスパレットについて】



短辺側をストッパーに当てると斜め配置になり、転倒や荷崩れにつながるおそれがありますので、逸走防止措置を確実に講じてください。

厚生労働省では、陸上貨物運送事業における労働災害を防止するため、以下のガイドラインを公表しております。

法令に定める事項のほか同ガイドラインに定める措置についても積極的な取組を進めていただきますようお願いいたします。

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

陸運業に従事する労働者の荷役作業での労働災害を防止するために、**荷役作業場所における安全の確保等**、陸運事業者、荷主、配送先、元請事業者などが取り組むべき事項を示したものの。



▲詳細はこちらをご覧ください

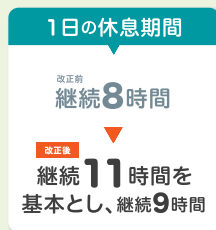
交通労働災害防止のためのガイドライン

交通労働災害の防止を図るための指針として、**安全な走行ができない可能性が高い発注の禁止等**、事業者や運転者の責務と、荷主、元請事業者等による配慮事項等を示したものの。



▲詳細はこちらをご覧ください

●令和6年(2024年)4月からトラック運転者の改善基準告示を改正!



▲詳細はこちらをご覧ください

発荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへ

●長時間の恒常的な荷待ちを改善しましょう

トラック運転者の長時間労働や過労の要因となるため、**長時間の荷待ちを発生させない**よう努めましょう。

取り組み例

- ・ 納品時間の指定を柔軟にする
- ・ 納品を特定の曜日・時間帯に集中させない
- ・ 積込場所を分散し1か所当たりの車両台数を減らす
- ・ パレットを用いるなどで荷役作業の時間を短縮する
- ・ 注文からお届けまでの期間に余裕をもたせる

詳細はこちらをご覧ください▶

「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」
厚生労働省・国土交通省・公益社団法人
全日本トラック協会 (2019/08)



改正安衛則の本文や施行通達など、詳しい内容につきましては、厚生労働省ホームページからご覧いただけます。

ご不明点は、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。

■ 労働基準監督署一覧

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/location.html

労基署 所在案内 検索

